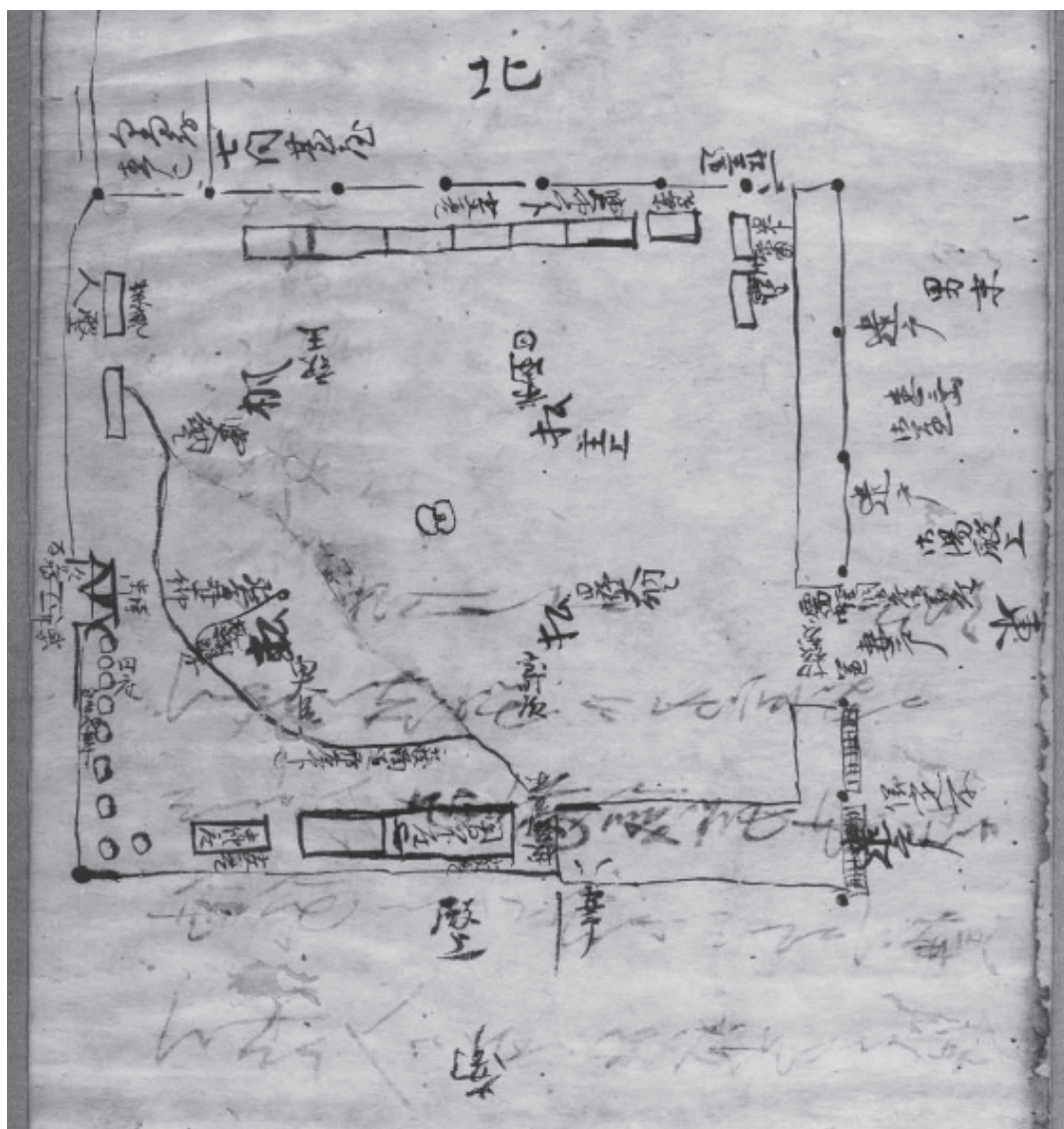
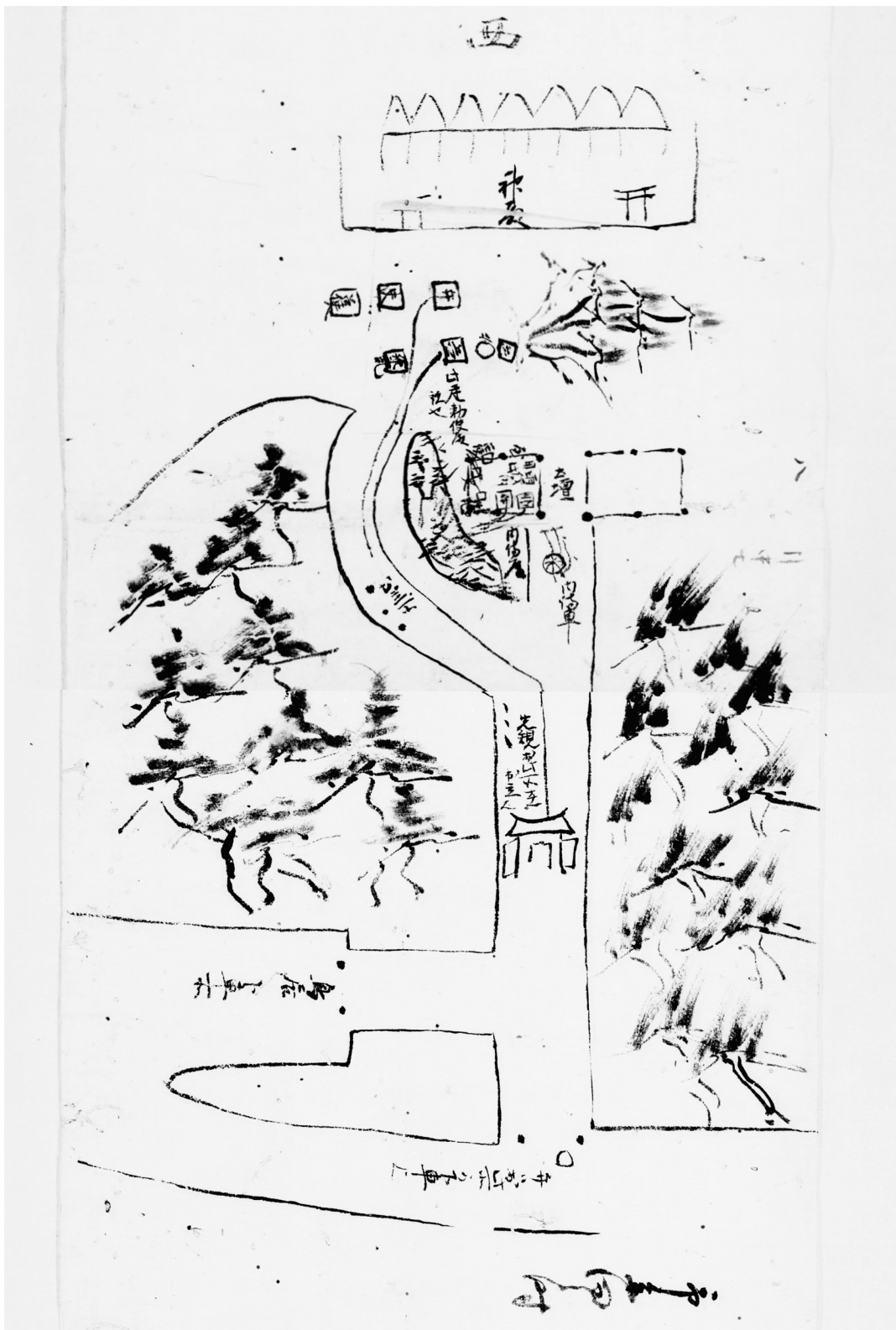




口絵 2 禁裏晴蹴鞠記指図 (宮内庁書陵部所蔵。原本では西が上)



口絵 3 平野祭参向記指図（国立歴史民俗博物館所蔵。原本では北が上）

綱光公記

—宝徳三年七月～九月記、禁裏晴蹴鞠記、綱光公平野祭参向記—

遠藤 須田 桃
藤田 中崎
珠牧 奈有
紀子 保一郎

はじめに

『東京大学史料編纂所紀要』二〇号～二五号では広橋綱光（一四三一一七七）の文安三年（一四四六）から応仁元年（一四六七）までの暦記の翻刻を行った。その後、二六号より再び時代をさかのぼり日次記の紹介を行っている。今号では宝徳三年（一四五二）七月～九月記、享徳二年（一四五三）の禁裏晴蹴鞠記、綱光公平野祭参向記を翻刻する。本記の概略については二〇号を参照されたい。

この時期の將軍は足利義政、天皇は後花園天皇、院は文安四年に尊号宣下を受けた伏見宮貞成親王（後崇光院。文安五年尊号辞退）である。

まず宝徳三年記七月～九月記は、国立歴史民俗博物館蔵の自筆本『綱光公記 自宝徳三年四月二十日至九月四日』（日六三―六六六）を底本とした。題箋には「綱光公記（自宝徳三年四月二十日（首欠）―九月四日 自筆本 一卷 『綴合改めたとほり』とある。本記は間明一行の宝徳二年具注暦を翻して使用しており、所々に貼継紙や裏書がある。

この年綱光は二一歳、位階は正五位上、官職は藏人・権右中弁・右兵衛佐であった。七月七日、禁裏で七夕御会が行われた。綱光も参加し、漢詩を献じている。その日記の裏書には、子息が誕生した記事が見える。綱光には、宝徳元年（一四四九）に長男兼頭が生まれている。本日条で誕生したのは、次男であろうか。『尊卑分脈』には、子息が四人記されているが、兼頭以外の生年は不明である。あるいは二番目に記される光慶の可能性が考えられる。光慶は長じて興福寺修南院に入り、興福寺別当を勤めた。

誕生のめでたさの一方、八月六日には母方の祖母にあたる白川資忠室が八〇歳で亡くなっている。遺体は瑞雲院に運ばれ、母豊子女王らが向かっている。葬送は八日に行われた。

八月二三日には、一乗院教玄が逐電したとの情報が届いた。教玄は美濃に赴き、九月一日に帰寺した。またこの頃、兵庫関をめぐって興福寺と幕府が争い、興福寺では春日社神木の動座を企てている。神木動座は、本殿から移殿、金堂前、木津、宇治、洛中といくつかの段階がある

〔上野麻彩子ほか「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介〕『早稲田大学高等研究所紀要』三、二〇一一年。宝徳三年には、八月一七日に南都の七大寺が閉門し、九月一日に移殿に動座した。綱光は九月三日に、春日社の大中臣家徳から動座の知らせを聞いている。『綱光公記』は残念ながら翌四日条までしか残らないが、神木は二四日に帰座している。神木動座は康暦元年（一三七九）以来の大事件であった。八月二三日条に「神託」があったと見えるが、『大乘院日記目録』によれば、三年のうちに畠山一家が滅亡するとの神託だったという。

八月二六日、止雨奉幣が行われた（『康富記』）。これは一六日に続く二度目の奉幣である。この時期、日記では晴れが続いているが、『康富記』に記されたこの時の宣命では、豪雨に農業への影響が心配されている。あるいは台風であろうか（新暦の九月二一日に当たる）。綱光は情報で混乱したのか、「与雨奉幣」と記している。

そのほか八月二四日・二九日の一条兼良の江家次第談義に参加している記事が目される。兼良は有職故実の大家で、江家次第の注釈書『江家次第抄』を著している。生涯に繰り返し談義を行っており、この年八月五日からも冒頭から談義がはじめられた（田村航「一条兼良の学問と室町文化」勉誠出版、二〇一三年）。綱光は二四日が初参加だったという（『康富記』同日条）。正月の儀式である二宮大饗・大臣大饗・叙位などの談義を聴聞している。蔵人弁として、朝儀を支える立場としても、有職故実の勉強に励んだのであろう。

次の別記二点は、いずれも享徳二年のものである。綱光は二三歳で、正四位下、左中弁、蔵人頭に昇っている。

『禁裏晴蹴鞠記』は、享徳二年三月二七日に行われた禁裏晴御鞠御会の記録で、自筆本が宮内庁書陵部（柳原本一・二六七）に残される。外題題箋には「享徳禁裏晴蹴鞠記（引接院内府自記）」と記される。本記

は、すでに五島訓代氏が「〔資料紹介〕広橋綱光『禁裏晴蹴鞠記』・二条持通『於禁裏晴御鞠記』」（『書陵部紀要』五七、二〇〇六年）として紹介されている。本稿では、五島氏の史料紹介に学びつつ、抹消文字等を含め改めて紹介したい。

この御会は、後花園天皇の初度晴御鞠会で、天皇、伏見宮貞常親王、足利義政以下錚々たるメンバーが参加した。綱光は次第を詳細に記し、鞠場の様子や、枝鞠の際の移動経路を図示している（口絵2参照）。本記は、反故紙を翻して料紙に用いているが、紙の長さはまちまちで、紙継ぎ目に文章の墨痕が見える箇所が複数ある。綱光が一度書き進めたのち、切断して別の紙を貼り継ぎ、書き直した痕跡であろう。推敲を重ねている様子が窺われる。また本記の冒頭には、「享徳二年四月」とある。しかし『扇藤基恒日記』『師郷記』、一条兼良の『雲井の春』、二条持通『於禁裏晴御鞠記』『晴御鞠次第』など多くの史料でこの晴御鞠は三月二七日に開催されたことが確認でき、誤記と判断される。綱光の自筆日記であるが、リアルタイムではなく、少し後になってからまとめ直したのであろう。

なお綱光の日記からは、多少ずれるが、一条兼良の『雲井の春』奥書には「享徳二年春三月廿七日、内裏のはれの御まりの日記、女房にかはりて是をしるす」とある。女房による、朝廷儀式記録のための仮名日記が前提とされていたことが窺われる。

最後の『綱光公平野祭参向記』は、享徳二年四月九日の平野祭に、弁として参向した時の記録である。国立歴史民俗博物館蔵の自筆本『綱光公平野祭参向記（享徳二年四月九日）』（日六三―五五）で、題箋に「儀一三三」綱光公平野祭参向記 享徳二年四月九日 完 自筆本 巻 『綴合もとのま、』とある。前半三紙は、康永三年（一三四四）六月月建二六日の具注暦を翻して記している。綱光は任を勤めるにあ

たつて万里小路冬房に教えを乞い、冬房が弁官の時の日記を借りて写している。四紙目以降は、その冬房の文安三年（一四四六）十一月八日・宝徳元年十一月三日の日記の写しである。冬房の室は綱光の姉妹で、綱光との交流や弁官作法の教示を得ている様子が見える（宝徳三年六月一日条など）。別記中には、人々の動きが図示され、当時の平野社の様子がわかる点も貴重である（口絵3参照）。

これらの別記には二点の指図が含まれる。これらは口絵写真で紹介するほか、翻刻本文でも原本の該当位置付近に掲げ、書き込みに丸数字を振り、対応する丸数字ごとに翻刻を示した。このうち『禁裏晴御鞠記』収載の指図では、五島氏の翻刻におけるトレース図で原図の抹消に従って翻刻されなかった墨線と書き込みを、参考のため残して翻刻した。

なお既刊分の人名比定につきご教示を賜った。ご教示に基づき再考した結果以下の通り改める。『史料編纂所研究紀要』二二号九二頁享徳三年六月八日条「景益」の人名注（大神）を（速水）に、二五号九一頁応仁元年十一月二九日条「越中景益」の人名注（藤堂力）を（速水）に、二六号一〇〇頁、「速水宿所」の人名注（浄誉、景益力）を（信景力）に、二九号一三五頁、宝徳二年正月一七日条「豊後宿所」の人名注（藤堂景敦力）を（藤堂景富）に、同二三日条「速水宿所」の人名注（信景）を（信景力）に、三二号一四八頁、宝徳二年八月三〇日条「三河守」の人名注（藤堂景盛）を（藤堂景勝）に改める。

ご指摘に深謝申し上げます。今後ともお気づきの点は、ぜひご教示いただければ幸いです。

末筆ながら、調査・翻刻を御許可下さった国立歴史民俗博物館、宮内庁書陵部に深謝申し上げます。

【付記】 本稿はJSPS科研費二〇K〇〇九三三の成果の一つである。

【凡 例】

- ・翻刻に当たっては、文書の貼り継ぎがなされていたり、異筆の場合は、「」で括って示した。
- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みとした。釵・牀など一部はそのまま存した。挿入符による挿入箇所は適宜本文中に追い込みとした。
- ・本文には読点および並列点を加えた。尊敬を表す闕字は適宜存した。
- ・欠損の箇所はおよその字数を計って□または□で示した。抹消された文字は左傍に々を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。判読不能の文字は☒で示した。また残画により文字が推定できる場合は、その文字を□の中に示した。繰り返し記号は、漢字は「々」、仮名は「、」と示した。
- ・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「」、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。
- ・なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した（例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく義政とした）。入道した者については、まず法名を示し、続いて俗名を示した。
- ・図版はトレース図を本文中に示した。書き込まれた文字は、丸数字を振り、対応する丸数字ごとに翻刻を示した。また本誌口絵写真に掲載した。原本において、「禁裏晴蹴鞠記指図」（口絵2）は西を上、「平町祭参向記指図」（口絵3）は北を上とするが、口絵は大きさを優先して顛倒させ、口絵2は北を上、口絵3は東を上とした。
- ・その他、適宜○を付して注記を示した。

七月

一日、晴、早旦、参（足利義政「掃脱カ」室町殿、宅後、奉拜尊神以下、自愛々々、初秋朔、一段珍重々々、向日野亭了、及晚参内、被下（勝光天酌退出、入夜雨下雷鳴、終夜不止、

二日、雨下、未半刻、大地震、金翅鳥動也、如先年、可恐々々、終日不止鳴動、如雷、兵革也、大臣等有（甘露寺親長難云々、後可統加古文、依当番参内、三日、晴、猶地震、可恐々々、頭弁有奉書、七夕御会事也、続左、（貼繼懸七夕賞牽牛花（各分一字

右題、七夕内々御会、可令作進給之由、被仰下候也、恐々謹言、
七月三日（甘露寺親長

（広橋綱光藏人弁殿

四日、晴、猶地震鳴動、

五日、

六日、

七日、晴、早旦、参 室町殿、如例、帰宅之後、有嘉例祝、（伏見宮長常親王入晚参 内、

今日愚作所隨身也、入夜帰参、依当番也、有御楽、親王御方御参、洞院（美熙前内府・中御門大納言（宗繼卿、（隆盛四条前大納言・今出川大納言・新源宰相・

（資益主 宰相中將、伯三位・基有朝臣・頭中将資繼朝臣・頭言朝臣・公国朝臣・房郷朝臣・（平松季春朝臣・公澄朝臣等参祇、及曉鐘事終、四辻前大納言入道・新中納言（國等密々見物、頭弁以下祇候、詩歌御懷紙押而申出可加一見、乞功奠如（正親町例、極薦源政伸申沙汰、執柄愚作内々入見参了、（一条兼良

秋日同賦七夕賞牽牛花、一分一字、
（各一字、

一首（探得花字、

藏人權右中弁藤原綱光

銀河耿々暁光斜、帶露

新開碧玉花、故輿郎
星同令称、天孫亦得

賞心嘉、

一七日、晴、入夜男子誕生、平安云々、所□愛（光慶カ

八日、晴、未刻計参 内、依有一献也、万里少路前内府・三条前内府・中御門大納言・帥大納言（實雅卿・正親町大納言・藤中納言（資任卿・三条中納言・中山中納言・万里少路中納言・新中納言（日野勝光・右衛門督（公保言・高辻長郷（永基・冷泉前宰相・伯三位・源宰相（政賢・頭弁親長朝臣・教秀朝臣・菅宰相（山科・冷泉（庭田・源野生（甘露寺・右中弁勸修寺（鳥井・忠富朝臣・頭言朝臣・為賢朝臣・雅行朝臣・教国朝臣・予・橘以量等祇候、及曉鐘入御、人々分散、有三十首当座御短尺、予一首詠進了、講師季春朝臣、凡可謂散々歟、更説様不常、記無益、

九日、
十日、晴、及晚雨下、為富朝臣入来、
十一日、

十二日、晴、早旦参瑞雲院、云（曾贈祖父御月忌、云先公御月忌并浄兼尊日没、（綱光父兼郷、文安三年四月十二日没靈、旁以今日如例年所致沙汰施我鬼一会也、洪珠長老以下十五人計也、（綱光父兼郷、男文安四年七月十二日没念珠一段後帰畢、雖当番一日憚之間不参、（熊

十三日、
十四日、晴、後瑞雲院御月忌如例、及晚参廬山寺、為御焼香也、当年不参参瑞寺、依子細也、遺根々々、直参瑞雲院如例、（根

十五日、及晚雷雨、則晴天、早旦参瑞雲院、如例、宅寿域、念珠之後、慈母光浄、有盆酒、如嘉例、併含万歳気味者也、幸甚々々、（豐子女王十五日、晴、今日放生会御点申出、方々遣一通了、忘他事者也、（臨九

送荷飯・竹葉等於□□黃門、是又併期万歳嘉例、珍重々々、又自撰津入道嘉酒送給、殊祝着所自愛也、

十六日、晴、放生会申沙汰之外無他、

十七日、晴、依当番参内、入夜帰参、

十八日、晴、御靈祭礼無為云々、依召参 内、頭弁以下祇候、為祭礼上覽、出御長橋局、如毎年、人々祇候、入夜御燈呂之有御公事、予一拝領、退出、

十九日、

廿日、

廿一日、

廿二日、時々雨下、今日密々参詣西七条寺、是靈仏弥施御座之間、為奉頂載也、面々令同道中、於彼寺辺、有盃酒興、歸路次七条道場参詣、慧聖院御管領地内之間、有種々盃酒、及晩帰宅、是誠西方極樂之弥施尊也、可貴可憑々々々々、入夜、当番之間参 内、

廿三日、

廿四日、

廿五日、

廿六日、

廿七日、

廿八日、

廿九日、

卅日、晴、方々明日朔礼少々遣了、

八月

一日、晴、早旦参 (足利義政) 室町殿、朔礼如例年進上、珍重々々、及晩参 内、今日不思儀物共取集有閣事、不無其興、

二日、

三日、晴、自 室町殿御還礼拝領、則参御礼、今日女中吉日間入来、万歳々々、祝着所自愛也、

四日、

五日、晴、入夜参内、有御和漢一折、

六日、晴、及曉鐘慈母御母堂生年、数日御利病既以令薨去給、驚悲無極、

則密々被出申瑞雲院、慈母・西堂等同渡御、

七日、晴、曉天薨送、御庵達御出、慈母今日々数中、可有伏見行藏庵御座由云々、抑放生会申沙汰与奪頭弁了、大略入魂了、

十五日、天陰、雨下、明月宴光無益、此両三年如此、何宴席可無無念望哉、終日有和漢百韻、又入夜有連歌百韻、不無其興々々々々、抑今日自上様告朔御還礼拝領、尤雖可参賀放生会也、公武御神事間、輕服暇中令斟酌了、

十六日、晴、及晩雷雨下、参 室町殿、上様御返畏存之由為申入也、向日野黃門亭、終日雜談、抑放生会延引之由有其聞、山中有死人出来云々、驚存之外無他、委可尋記、

十八日、雨下、御靈祭礼無為云々、

十九日、

廿日、

廿一日、

廿二日、

廿三日、晴、修南院僧都有音信云、一乘院御遂電、結句修南院中童子供奉東国方云々、希代珍事也、南都訴訟及重事、去廿一日申刻神宅条々、

第一兵庫関任涯意管領申沙汰間、急々神木御入洛事可経榮之由也、則応其儀云々、驚存外無他、可恐可貴々々々々、

廿四日、晴、参殿下、依江次第御談儀也、

廿五日、晴、参伏見慈母御座所、於山上有酒興、及晩帰宅、大宮御庵達御出、心靜申奉給了、入夜曉鐘程西殿有小 事、雖然無殊事、神妙々々、

去年有此事、又及度々、不外人及窮明、定就大小事何達其望候哉、仰神

助者也、可貴也、

廿六日、雨下、數日陰晴不同、希代天命歟、仍又被行与雨奉幣、上卿日（『康富記』同日条二止雨奉幣ノ記事アリ）

野中納言、奉行頭弁親長朝臣云々、先日被付行駒引云々、珍重々々、

廿七日、晴、輕服以後今日初参内、神木御入洛事有御沙汰、条々有希事

云々、可恐可貴々々々々、管領以五人使有伝奏談合子細云々、入夜帰参、

廿八日、雨下、

廿九日、雨下、風急、参日野黃門亭、就家領事有談合事、直参御局、被（広橋綱子、綱光祖父兼宣ノ女）仰云、今夜可祇候云々、畏存之由申入了、入夜参内、早朝参殿下、依江

次第御談儀也、大臣家大襲、叙位談也、前大納言（大宮）・新大納言（正親町）・日

野中納言（資綱）・顯言朝臣・長興（山科）・宗賢（清原）・康富等有此席、神木（大宮）洛事

有沙汰、来月二日移殿、可有渡御之由聞其説、珍事可驚可恐々々々々、

九月

（足利義政）

一日、早旦参室町殿如例、禁裏御神事間不参、一昨日五个条社寺訴有注（春日）進云々、可依御決定歟云々、輕服間不奉拝尊神以下、心中祈心向日野黃

門亭了、

二日、

三日、晴、昨夜移殿神木御動座之由、家徳朝臣注進如此、驚恐存外無他（大中臣）

也、希代之重事也、抑今日伏見院聖忌、於長講堂有御経供養、御導師（心承）

法輪院也、安居院依故障之（裏書）

「可謂珍事一通先日」了（裏書）

子細也、彼禪師臨期違乱、以外次第也、御教書如例遣之、」（貼紙）

「御祈禱事、長日無等閑候へ共、此月取分能々御所願成就円満御領等御（復）

本腹由、能々祈念申入候、目出々々、抑社頭移殿昨夜二日、御動座にて

御座候、早々無為無事御座候て御本社御かへりお祈念申入候、目出重

無為無事由可申上之由可有御披露候、恐々謹言、

九月三日

家徳

（浄譽、連水信景）
越中入道殿

「予如此返報、」（綱光筆）

御状之趣致披露処、一段之御祈念目出候、去二日 神木御遷座、返々

被驚思食候、早々御帰座御祈念候、然而御心中御祈禱事候、猶々一段

被憑申候、能々可有御祈念之由可申旨被仰下候、千祥万吉重可申候、

恐々謹言、

九月四日

（連水）
景益奉

幣料三十疋雖少分旁所進也、

（切封墨引）

四日、少雨下、家領濃州宇多院庄宝勝院被出訴訟問、為 室町殿仰無相（武儀郡）

違様可申沙汰之由、昨日以兩使被仰管領云々、祝着畏存者也、内裏女房

女書被遣日野了、旁以自愛々々、所令安堵也、

『享德禁裏晴蹴鞠記』

享德二年四月

廿七日、天晴、風和、今日於禁裏有晴御鞠、室町殿御參、内也、奉

行藏人左少弁經茂、兼日儀民部卿令伝奏云々、午下刻計着束帶參内、拜

賀後朝由也、已人々參集、頃之予・民部（卿）同道參、室町殿、今日扈從

予・教国朝臣・永繼朝臣等也、前駈二人、相豊朝臣・頼弘、騎馬、布衣

侍二人、同騎馬、未刻御出、予候御簾、於中門御乘車、如此間教国朝臣

御查役、永繼朝臣御釵役也、於四足外予以下乘車、予為第一下簾、自

武者少路至今出川一条、於釘拔内御下車、自唐門直渡御直廬、長橋局、參会

輩自殿上堂上、予着小板敷、公卿濟々有殿上、然教国朝臣等經予後往入

尤狼藉至也、左大弁宰相於年中行事迎被招予、々起座立寄處、貫首有小

板敷、雲客為其煩、中々便宜所可然敷云々、尤然、芳志至也、頃之室

町殿御參常御所、有一猷、親王御方同御參、良久、室町殿御退出、渡御

直廬、予同參候、永繼朝臣為鞠足間、御先之永繼朝臣持參御具足調御足、予持

御釵祇候庭上、日野大納言・中納言・前藤宰相等祇候、鞠足公卿・殿上

入殿上西方停立、此間主上出御簾中云々、次賀茂党九人着円座、北上面、

次親王御方自北方御着座、南上面、次前関白・内大臣等入屏中門着座、

二一行分殘給、南上面、次室町殿御着座、東上面、次師大納言以下次第着

座、東上面、大納言殿次疊着也、次教国朝臣・永繼朝臣・雅康朝臣等着紫疊、北上面、

鞠足以扇持左手重左足上、飛鳥井中納言說也、大略同之、藏人橋以

量進出、撤置鞠於懸中退、次有露弘、賀茂党八人立懸本、下藁上之、

下藁宮久保主、不經時刻止之帰着円座、橋以量如初進出撤鞠、付枝、

言・予等屏風門副祇候見物、武家輩於後方見物、次見証公卿関白以下次

第着座、東上北面、其儀、跪座前居廻、持檜扇、大略以扇直沓、少々以手直

沓、見苦、西園寺中納言・三条前内大臣次疊着座、不跪乍立脱沓着座、

諸人微咲之、次藏人源政仲持御鞠、二付松枝、此内一燵革、一南砌東簀子壁下

寄置之、関白座、次出御、御服見左、先関白起座着沓參進給、候御簾、

下簀子下脱沓、令出御、関白下殿帰着座、次雅親卿參進跪御座砌、藏人左

少弁經茂持參御具足、自屏中門參進、傳雅親卿、々々々調御足、畢柳宮返經

茂共退、雅親卿帰着本座、經茂者出屏中門退、次雅親卿參進分殘画アリ、康朝臣參

進解鞠帰着中、其儀、起座斜南行、於枝鞠下跪取之、松枝有左方、跪異松本解落燵鞠、乍跪松

枝寄置松木、二本立合に寄置也、次取燵、跪松本取枝鞠置本所帰着座、次主上扇

帖子御後、令立良木南給、次親王御方乾木東、次前関白良木西、内大臣坤木

東、室町殿巽木西、師大納言乾木南、日野大納言巽木北、飛鳥井

中納言主上御向詰也、次飛鳥井中納言、上鞠、則日野大納言取鞠蹴

之讓師大納言、次第蹴之、

無程主上令帰着御座給、次徳大寺大納言以下立替蹴之、室町殿猶令立

給、主上二度令立給、御鞠二度留木、藏人持棹落之、不過十四五足無程

事畢、夕陽落西山、無謂無念々々、室町殿御扇於懸本御懷中、外皆以置

座後、次入御、関白如初候御簾給、先雅親卿如初參進撤御具足、藏人左

少弁經茂如初同參進、持參柳、次人々退出、室町殿於直廬御休息、予同祇

候、持御釵、入夜又御參常御所及數十猷、有楽、被出御製、室町殿・飛鳥

井中納言同被詠進之、懷紙也、伯三位・右衛門督候簀子、軒台、然間御

楽、主上御琴、親王御方御琵琶歟、人々有召出、公武細々祇候輩計也、

師大納言・予早速奏慶之由申出、公私感悦有気味、芳志所祝着也、暁天

時分御退出、於直廬有御湯漬以下、予以下扈從如初、則帰参、内、無為

珍重趣申入退出、

抑五位職事手長可六位藏人之由、頻奉行臨期中所存、六位輩又以近代

儀不応所役、已時刻相移、執柄被仰云、出納等不祇候、只内々閑所御具

足可持雑色男由被仰含間、屏中門辺経茂取御具足持参、希代為珍事、廻案、六位當時五位職事不手長、不可說過分儀也、但臨期中所存条、奉行職事未続次第也、彼此晚成不幾日暮、可^{〔紙雜目二〕}行分殘画アリ、惜々々、將又御具足雑色男持事希代珍事也、何^{〔二条良基〕}圍日無沙汰哉、先規非職四位五位持参歟、可勘見、貫首調御足例有之、^{〔貞治〕}然者六位藏人可隨所役歟、但貞治度依鞠足也、旁以今日儀未^{〔二条良基〕}尽也、今度儀応永二年御例云々、貞治有初度晴御鞠、衣被物語見之、是後普光園院閑白令作給、

今日人々装束事

主上、御直衣、半色御指貫、^{〔室町〕}室敷文、無文煙革御襪、有伏組、
貞常、
式部卿親王、直衣、薄色指貫、雲立薄文、
^{〔室町〕}房嗣公、有文紫革、雜物、
前閑白、直衣、有文紫革、雜物、
^{〔室町〕}房嗣公、
内大臣、衣冠、錦革、
一位大納言殿、直衣、薄色御指貫、烏多須幾浮文、
室町殿、有文紫革、雜物、菊折枝、有伏組、今度自禁裏被下之、
實雅卿、
帥大納言、直衣、有文紫革、
教季卿、
日野大納言、直衣、錦革、
今出川大納言、衣冠、今度被聽之、



公綱卿、
三條中納言、直衣、
親長卿、錦革、今度被聽之、
左大弁宰相、直衣、藍白地、
基有卿、
園宰相、衣冠、藍白地、
公澄朝臣、衣冠、藍白地、
殿上人、

教国朝臣、衣冠、
藍白地、
雅康朝臣、衣冠、
錦革、自室町殿被下之、
賀茂党、

夏久県主、錦革、
秀久、錦革、

見証公卿

兼良公、
閑白、平絹直衣、指貫、
持通公、
右大臣、衣冠、

實量公、
三條前内大臣、直衣、
武者少路前内大臣、平絹直衣、
白綾指貫、
西園寺中納言、直衣、
重紅革、
實遠卿、
公保公、
左大臣、直衣、
益久、以上皆藍白地、
以上衣冠、

雅親卿、
飛鳥井中納言、衣冠、
紫革、汗取帷、淺黄、織物、指貫、有文、
縫桐唐草、有伏組、自室町殿被下之、
顯言卿、
右衛門督、衣冠、
藍白地、

永繼朝臣、衣冠、
藍白地、

勝久県主、藍白地、
益久、以上皆藍白地、
以上衣冠、

房平公、
左大臣、直衣、

武者少路前内大臣、平絹直衣、
白綾指貫、
西園寺中納言、直衣、
重紅革、
實遠卿、
公保公、
左大臣、直衣、

（ここに指図1）

今日御製

つきせめや八百万代にあまりてもけふの四もとの春のためしは

室町殿

やを万色もかはらしいにしへをうつせるけふの庭の四もとは

飛鳥井中納言

いにしへもよもとの木々の春の花身にあまりぬるけふのめくみは

一、今日一献折以下事、^{一向}万禁裏御沙汰也、

■帥大納言・日野大納言・伯三位等折檻等進上、前藤宰相押物進上云々、伯卿は応永二年例例進上云々、件度一向一献申沙汰也、

〔奥書別筆二〕
「右享徳三年四月禁裏晴御鞠引接院内府^{綱光}、自記、今度加修覆、不可出

闕外者也、

明和九二十四

八座左大丞^{（柳原紀光）}「藤原紀光」^{（朱方印）}

『綱光公平野祭参向記』

享徳二年四月別記

九日、晴、平野祭也、依予分配参向畢、朝間兼種宿祢示送云、少有違乱

事、未刻可参向云々、可得其意由、返答了、未下刻計参社頭、駕文

車、不所持故也、不可為例、於鳥下下車^居、難治云々、仍於南鳥居下車、^{上卿}於車裏

被待予歟、仍先下車了、上卿同下車、以雉色男、内々問諸司具否、内侍

不参、史同不参云々、予入東面門南路之西辺停立、西上北面、外記中原康

顯列立、上卿^{裾引}、向予答揖、予・外記等答揖之後、上卿被過予前、^{召使役}手水、

着座、東上北面、予懷中笏手水、^{主水司官}同着座、^{北面、上卿}次外記着座、^{後也、}

北^面次召使着座、此間供例神膳云々、次供神膳、次申祝、次廻神馬、^三

可為八正^也、「次」^{前ニアリ、意ニヨリ改ム、}上卿召々使、大藏省事歟、次寮官持

参藏木綿、事上卿懸冠巾、予取之懸之、外記同之、次上卿以下前置饗

膳、大膳職也、先勸盃、造酒司役之、上卿被目予、受酒飲之、次持来予前、

予置笏取盃受酒、如飲シテ棄澆濁、返盃於造酒司、至外記等前、次上卿

以下立箸、予同立之、^{立箸後不取、}次二献、次三献、^{以上如初献、凡可為一献由、上}

勤之、^{仍上卿}次上卿召外記起座、就軾覽見参於上卿、^{御兼被命者、然而造酒司二三献}杖、上卿披見畢、持

空杖外記退、上卿乍座見参給予、々少居寄取之、先拔箸持笏、次取副笏、

揖起座着杓、又揖、^{如初例}退返見参於外記、上卿同起座退出、先上卿以召

使召外記、被仰見参事也、立箸後不取笏条定事也、然而上卿不然、為家

説歟、可尋兼種宿祢等、出向無為珍重之趣、上卿・予等謝了、乘車詣北

野社、心静祈念、^{参向時、}於北野社神前^{御融}可下車由相存处、自然亡却過了、^尤定神

慮可恐々々、直参内、同臨時祭依陪膳也、奉行藏人左少弁^{勤修寺}経茂也、遅参

間、予先参御前、^可入夜由奉行今朝申入由、有 勅定、尤無沙汰也、何真

実之刻限不相触哉、就舞御覽等事被仰下子細有之間、至出御祇候畢、頃之経茂参仕、使中將定輔、朝臣同祇候、縫殿也、帶親、此祭礼必魚袋并巡、事具簾出方帶、定事歟、今夜不然、不審、御、御装束如例、先予懸裾、褰御簾、晚三許卷之後、次第起卷、予繕居御裾、下簀子、尚御眼路跪居退、則持参御笏筥、引裾、主上令取御笏給後、以空宮退返六位藏人、橋道任、「次供御贖物、予取人形、藏人、其儀右手ニ高坏ヲ持、左手ニテヲシキヲ持也、為不落也、経茂取散米相隨、予跪御前、先置人形、御左方、次経茂長押上懸膝、予伝取散米、同置御前、御右方、退去、」○底本後段ヨリ挿入、挿入文、次宮主進大麻、予取之、持参御前、予乍持手奉指出、主上令御贖給了、次大麻返宮主、末尾不明、姑ク左ノ如ク認ム、近代西高欄下、隨便宜也、次宮主御禊畢、予・経茂如初参進、撤御贖物退、次使就案下、次主上御拜、兩段再、次使置幣拔笏退出、次予如初持参御笏筥、給御笏退、返藏人如初、次入御、予裾持手、如初褰御簾、尤可懸裾也、早速入御間持手、是又無子細也、每事初度参役無為、所自愛也、頃之退出、使内々給宣命、参社頭、宣命上卿不参故也、

抑予経茂示云、陪膳取人形持参御前時、役送持散米、先跪簀子、人形置了程、役送長押上懸膝、伝陪膳条、可宜歟、日来予存知此旨処、自然亡却了由、加口舌、左少承誠可然由返答、今日如此役送進退了、叶理者也、

安貞二年御（藤原経光）御所為如此也、

将又近代参向儀不審問、左衛門督注一紙相給処、彼卿為弁官参向時記等、密借給仍所写続加也、

此時自中央雨儀、
文安三年十一月

八日、陰晴不定、時々雨下、早旦行水、解除、午刻許出立、於門外乘

左衛門督藤冬房卿記

車、参社頭、於一鳥居前稅駕、近代鳥居額側無之、以櫛立其跡、上卿遲参之間、暫在車中、此間遣雜色於社頭、頃之上卿参入、申刻許、仍予先下車参社頭、外記・

史猶遲参、上卿又被参社頭、上卿・予於幣殿迎相待外記・史・内侍等、

西刻許内侍車参入、寄立内侍屋前、先之上卿有私褰幣、拜之時不着頭於地、持幣跪許也、家説歟、可尋、予・外

記・史等列立南之路之西辺、近代無此屋、上卿東、弁西、上卿之西方也、外記・史其後也、

勅使殿座、地上敷座、上卿東、弁西、上卿之西方也、外記・史其後也、

召使外記・史後、以上東上北面、上卿以下座定後、社司等黄衣神人、供神

膳、次祝、神主兼尚宿祢、息子兼種、此間雨脚頻濕衣形之間、可為雨儀之旨、

外記・史申請之間、上卿同許諾、仍自下薦起座、雨儀之時上卿以下座儲

内侍屋云々、仍進装之、上卿・弁座一列、北上西面、外記・史座、東上北面、

召使、東面、内侍車退北方、為上卿・弁着座路、自東着之、外記以下自西

着之、各着座了、此間神馬牽廻之、四疋也、各置鞍、古儀八疋也、其内神馬廻了、上卿召々使、仰纔木綿事、寮官持参之、懸上卿冠巾子、不可說男也、

予取之懸巾子、或説二兩方端ヲ結合テ懸之、云々、今日如常只懸之了、次大膳官人着饗、次勸勸盃、上卿目

予、飲之、次予之前に持来、予取之、受酒飲之、返盃、此盃至外記・

史・召使如例、今二殿、依上、次箸下、次上卿伏箸、外記・史等必之、而予不伏、之退出之時可持之故也、上卿

召々使、仰見参事、召使仰外記、々々中原康富持参見参、副目六、上卿

披見了、被、返下外記、外記給之退去、次右大史高橋員識退去、次予伏箸取

笏退去、揖等如常、次上卿退出、依雨儀略出立之儀、或退出之時無歟、

各乘車帰路、于時斜陽落西山、

今日予過北野社御融之時下車了、於竹鼻平野預兼尚宿祢自後來、予

聊有押車之子細、兼尚先可從神役者也、仍先可進之由、予命之、仍

兼尚飛車過予之車辺之時、兼尚之牛之胸カヒニ手ヲ懸サセテ過了、

措其札歟、兼尚雖聽仙籍守本帙歟、可謂神妙、

予参向之時、

(●○○○)に指図2)

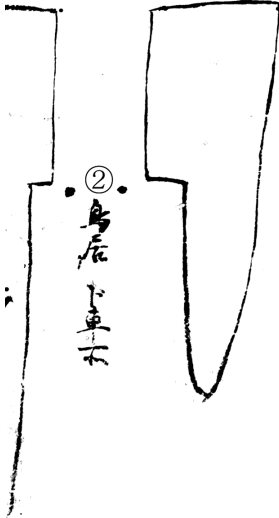
晴時儀

宝徳元年十一月三日、晴、未刻行水、着束帶、於門外駕車、小八葉、参向平野社、於北野伏拝下車了、次於平野社東向鳥居前下車、根本、弁於此処下車云々、上卿南鳥居、上卿先之参入、出立儀可略歟之由被命之間、略了、主水司官人役手水、上卿、召使役予手水司也、次上卿着座、次予着座、次外記・史・召使等着、東上北面、上卿、弁一列、外記、上卿座前兼置式筥、覽筥也、在軾、次社家儀了後、上卿召々使、召大藏省、申不参之由、次持来葛蔓木綿、不可説男也、次社家上卿令彼懸冠、予取之懸冠、中也、次社司等供神膳、次兼任朝臣、外、兼香朝臣、内、申祝、於南北門前申之、根元者一人、者人門内、次拍手、次廻神馬五個度、神三正也、大膳職居饗膳、次造酒司ノ勸盃、上卿目予、即飲、上卿飲

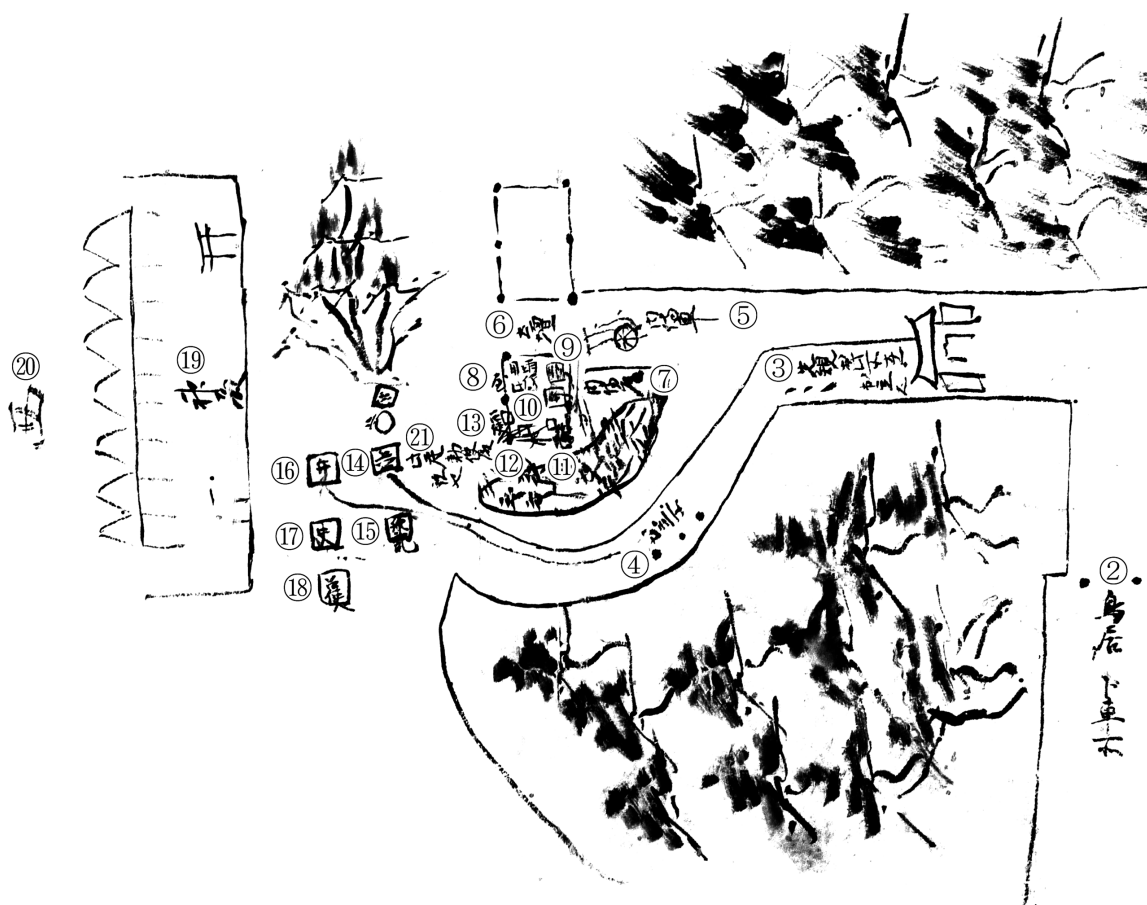
市馬向



① 弁が下りて車に



了持来予前、予取盃、不取尻居、受酒、飲マネシテ棄澆濁、返盃、此盃至外記・史等前、三献了立箸、次上卿以下伏箸、取笏、此事一同不可伏箸、而近代大略如此、上卿不及召外記、々々中原康顕持参見参、上卿披見了返給外記、々々給之、取副伏退去、自下藤次第起座退出、今日上卿三条中納言、公繼、弁冬房、少外記中原康顕、右大史高橋員職、召使宗岡行、



- ① 弁八於此所可下車歟 ② 鳥居 下車所
 ③ 先規於此所在出立歟 ④ 出立所 ⑤ 内侍車 ⑥ 土壇 ⑦ 内侍屋
 ⑧ 雨儀之時用此屋 ⑨ 上卿 ⑩ 弁 ⑪ 外記 ⑫ 史 ⑬ 召使
 ⑭ 上卿 ⑮ 外記 ⑯ 弁 ⑰ 史 ⑱ 召使 ⑲ 神殿 ⑳ 西
 ㉑ 此座勅使殿跡也